

## 公立保育園の 入 園 に 際 し て

大津市 幼児政策課  
保育幼稚園課

大津市では、未来を担う子どもたちが豊かにたくましく成長することを願って、一人ひとりを大切に保育しています。家庭と保育園が連携し合って、かけがえのない子どもたちを育てていきたいと思えます。

下記に入園に際し守って頂きたい事項等を記載していますので、ご協力をお願いいたします。

**1. 保育園について**

保育園とは、保育を必要とする乳幼児を保育する児童福祉施設です。

保護者の退職などにより家庭で保育ができるようになった場合には、その時点で退園いただくことになります。このため、必要に応じ保護者の就労状況などを調査させていただきます。

(給与明細書等の写しを提出して頂くこともありますので、明細書等は保管しておいてください。)

**2. 保 育 時 間**

延長保育時間を含む開園時間は、午前7時00分～午後7時00分（土曜日は午前7時30分～午後6時00分まで）です。

上記の開園時間のうち、保育の必要量が短時間認定の方は午前8時30分～午後4時30分まで、標準時間認定の方は午前7時00分～午後6時00分までの利用可能時間帯のうち、実際に保育を必要とする時間について保育を受けていただくことができます。入園の要件が就労の場合は、「送迎される保護者の勤務時間＋通勤時間」が保育時間となりますが、就労以外の要件もありますので、個々のお子さまの保育時間については保育園と相談してください。

**3. 延長保育の取扱いについて**（担当課：保育幼稚園課）

- ① 延長保育の実施については、別紙のとおりです。
- ② 延長保育を年度途中から希望（変更）の場合、園に申し出て、前月20日までに手続きをしてください。

**4. 休 園**

- ① 日曜日、国民の祝日および休日、12月29日～1月3日
- ② 暴風警報、暴風雪警報および「大雨、暴風、大雪に関する特別警報」発令中
- ③ その他、急な事故や災害等が発生した場合

**5. 通 園**

- ① お子さんの生活リズムを考え、朝は遅くとも午前9時20分までには登園してください。
- ② 送り迎えについては、必ず保護者の方が責任を持ってください。  
(原則として保護者の方で送迎をお願い致します)
- ③ 送り迎えの人が代わる場合または送迎の時間が変わる場合は、必ず事前に園への連絡をお願いします。  
(連絡の無い場合、保護者以外の方とはお子さんは降園できません。)
- ④ 送って来られたら必ず、職員にお子さんを預けてください。

**6. 連 絡**

- ① 保護者の勤務先及び、連絡先は必ず正確に知らせてください。また、住所や勤務先を変更された場合、出張など通常勤務と違う場合も、速やかに知らせてください。(病気等の急用の場合、特に必要です。)
- ② 休む場合は、9時20分までに必ず連絡してください。
- ③ 毎月の「園だより」その他、園からの連絡を必ず読んでご理解、ご協力をお願いします。
- ④ 緊急連絡は、保育園からの緊急連絡システムやおたより、掲示板等でお知らせします。  
(ア) 行中止・延期連絡 (イ) 警報発令等によるお迎え要請連絡  
※携帯電話によるメール配信を行っておりますのでご利用ください。→保育園にお尋ねください

**7. 保 健**

- ① 規則正しく生活し、お子さんの健康管理に気をつけてください。
  - ・登園前、身体に異常が見られた場合は医療機関を受診し、治療が必要な場合は休ませてください。
  - ・病気の治療を受けた後、急速に症状が消失しても、お子さんの様子を観察し、体力が回復してから

登園してください。

- ② 保育中、発熱、急病など異常が生じた場合は、緊急連絡先（勤務先等）に連絡をさせていただきます。
- ③ 感染症の場合
  - (ア) 感染症と診断された時は、ただちに園へ連絡してください。（同居家族の感染症罹患についてもお知らせください）
  - (イ) 他の子どもにうつる心配がなくなるまで登園はできません。  
登園する場合は、医師による意見書が必要です。（詳細は別表「学校において予防すべき感染症および出席停止期間の基準」を確認してください。）
- ④ 原則として、投薬はしていません。
- ⑤ 計画的に予防接種を受け、受けた場合は必ず園に連絡してください。
- ⑥ 心臓疾患、アレルギー疾患など、医師の指示により健康上配慮の必要な場合は、必ず園に連絡してください。診断書やアレルギー疾患生活管理指導表をいただく場合があります。
- ⑦ 市が行っている乳幼児健診を受けてください。  
乳幼児健診には、10か月児・1歳9か月児・2歳6か月児・3歳6か月児健診があります。

## 8. 給 食

- ① 3歳未満児については主食・副食およびおやつを園で賄います。（完全給食）
- ② 3歳以上児については副食とおやつを園で賄います。（副食給食）
- ③ 毎月の献立表をお配りします。参考にして家庭での栄養にも充分考慮してください。
- ④ お子さんに食物アレルギーの疑いがある場合、また、すでに食物アレルギーと診断されて家庭において食物除去されている場合、保育園では医師のアレルギー疾患生活管理指導表に基づき対応していきます。そのためには、ご家庭との連絡を密にしたいと思っておりますので、ご理解ご協力をお願いします。（詳細は、別紙「食物アレルギー症状のある乳幼児への給食の対応について」に記載）  
尚、アレルギー疾患生活管理指導表は、概ね6ヶ月毎に医師の診断、確認後ご提出をお願いします。
- ⑤ 主食について 

月・水・木・金
火・土

・・・米飯  
火・土・・・パン ※ 一部地域により異なる  
ところがあります。

## 9. 保 育 料（担当課：保育幼稚園課）

保育料は、毎月末に指定預金（貯金）口座から引き落とします。なお、直接園に納入される場合は、毎月保育料袋をお渡ししますので、月末までに釣り銭のいらないよう園へ納めてください。

## 10. 個人持ち教材について

4・5歳児の保育教材のうち個人で準備していただくものがあります。

## 11. 苦情等解決について

保育園では保護者からの苦情等に対して適切に対応するため、「大津市保育所苦情等解決実施要領」に基づき、円満な解決に努めます。なお、苦情等の解決に客観性・公平性を確保するとともに、苦情等申出人に対する適切な支援を行うために、各保育園に第三者委員を置いています。必要に応じて、直接申し出いただいても結構です。

- ・苦情等受付担当者・・・・・・保育園代表保育士
- ・苦情等対応責任者・・・・・・保育園園長
- ・苦情等解決調整者・・・・・・幼児政策課長
- ・第三者委員・・・・・・保育園により異なります。保育園の掲示を参照してください。

## 12. 保護者とともに

お子さんの最善の利益を守るため、保護者との連携、協力を大事にしていきます。日々のお子さんの様子や保育の意図などは、送迎時の連絡や通信、懇談、行事など、様々な機会を設けてお知らせします。また、子育てや家庭の状況などについて相談したいこと等があれば気軽にお声かけください。

## 13. そ の 他

- ① 土曜日は、お仕事がお休み、または午後からお休みの場合は、家庭での保育にご協力ください。
- ② 毎月第3土曜日の午後到大津市内公立・民間保育園等職員で構成する大津市保育協議会主催の研修会を行い、自己研鑽しております。
- ③ 何かお問い合わせ等がありましたら、園または、幼児政策課（Tel528-2806）までご連絡ください。
- ④ 入所及び保育料、延長保育料に関することは保育幼稚園課（Tel528-2746）にお尋ねください。